静岡県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条及び第9条の規定に基づき、三島市において平成17年3月29日付け県公報第1662号告示第508号及び平成17年12月26日付け県公報第1738号告示第1414号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

徳倉三丁目谷戸B土砂災害警戒区域 徳倉三丁目谷戸B土砂災害特別警戒区域 大宮町三丁目土砂災害警戒区域 大宮町三丁目土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

静岡県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項 及び第9条第1項の規定に基づき、三島市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害 特別警戒区域に指定する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

徳倉三丁目谷戸B土砂災害警戒区域 徳倉三丁目谷戸B土砂災害特別警戒区域 大宮町三丁目土砂災害警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び三島市役所土木課に備え置いて縦覧に供する。)